

利用料金のご案内
通所リハビリテーション

【介護保険基本単位】								
	6時間以上7時間未満	5時間以上6時間未満	4時間以上5時間未満	3時間以上4時間未満	2時間以上3時間未満	1時間以上2時間未満	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	
料金①	要介護1	715 単位	622 単位	553 単位	486 単位	383 単位	369 単位	22 単位/全員対象
	要介護2	850 単位	738 単位	642 単位	565 単位	439 単位	398 単位	
	要介護3	981 単位	852 単位	730 単位	643 単位	498 単位	429 単位	
	要介護4	1,137 単位	987 単位	844 単位	743 単位	555 単位	458 単位	
	要介護5	1,290 単位	1,120 単位	957 単位	842 単位	612 単位	491 単位	
【必要に応じて加算される基本単位】								
	科学的介護推進体制加算					40 単位/1月につき		
	入浴介助加算(Ⅰ)					40 単位/1日につき		
	入浴介助加算(Ⅱ)					60 単位/1日につき		
	リハビリテーション提供体制加算					24 単位/1日につき		
	リハビリテーションマネジメント加算ロ					593 単位/6月内、 273 単位/6月超		
	事業所の医師が利用者等にリハビリテーション計画を説明し、利用者の同意を得た場合					270 単位/1月につき		
	短期集中個別リハビリテーション実施加算					110 単位/1日につき		
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算(Ⅰ)					240 単位/1日につき(週2回程度)		
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算(Ⅱ)					1,920 単位/1日につき		
	若年性認知症利用者受入加算					60 単位/1日につき		
	中重度者ケア体制加算					20 単位/1日につき		
	栄養アセスメント加算					50 単位/1月につき		
	栄養改善加算					200 単位/1回につき(月2回限度)		
	口腔機能向上加算(Ⅰ)					150 単位/1回につき(月2回限度)		
	口腔機能向上加算(Ⅱ)					160 単位/1回につき(月2回限度)		
	事業所が送迎を行わない場合					-47 単位/片道につき		
	* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					基本単位の合計に8.6%を乗じた単位が加算		

※地域区分について、亀岡市(6級地)は1単位=10.33円で換算されます。

【その他利用料】			
料金②	食費	670 円/1回につき	おやつ(税込) 154 円/1回につき
	日用品費	75 円/1日につき	教養娯楽費 75 円/1日につき
	リハビリパンツ	100 円/1枚につき	尿取りパット 30 円/1枚につき